

平成二十六年政令第四百号

サイバーセキュリティ基本法施行令

内閣は、サイバーセキュリティ基本法(平成二

十六年法律第百四号)第三十五条の規定に基づ

(国務大臣以外の本部員の定数等)

第一条 サイバーセキュリティ戦略本部員(以下

「本部員」という。)のうち、サイバーセキュリ

ティ基本法(第五条において「法」という。)

第三十条第二項第八号に掲げる本部員の定数

は、十人以内とする。

2 前項の本部員の任期は、二年とする。ただ

し、補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間

とする。

3 第一項の本部員は、再任されることができ

る。

4 第一項の本部員は、非常勤とする。

(専門調査会)

第二条 サイバーセキュリティ戦略本部(第四条

において「本部」という。)は、専門の事項を

調査させるため必要があるときは、その議決に

より、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し

学識経験を有する者(うちから、内閣総理大臣

が任命する。

3 専門調査会の委員は、非常勤とする。

4 専門調査会は、その設置に係る調査が終了し

たときは、廃止されるものとする。

(専門調査会に属する本部員)

第三条 サイバーセキュリティ戦略本部長(次条

において「本部長」という。)は、必要がある

と認める場合は、専門調査会に属すべき者とし

て本部員を指名することができる。

(本部の運営)

第四条 この政令に定めるもののほか、本部の運

営に關し必要な事項は、本部長が本部に諮つて

定める。

(法第三十一条第一項第二号の政令で定める法
人)第五条 法第三十一条第一項第二号の政令で定め
る法人は、一般社団法人JPCEERTコーディ
ネーションセンター(平成十五年三月十八日に
有限責任中間法人JPCEERTコーディネー
ションセンターという名称で設立された法人をい
う。)とする。

附 則

この政令は、サイバーセキュリティ基本法附
則第一条ただし書に規定する規定の施行の日
(平成二十七年一月九日)から施行する。附 則 (平成三十一年三月一三日政令第三
七号)この政令は、サイバーセキュリティ基本法の
一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年
四月一日)から施行する。1 (施行期日)
号)抄 (令和三年七月二日政令第一九五1 この政令は、令和三年九月一日から施行す
る。